

令和5年度 佐賀ライトハウス六星館事業計画書

はじめに

就労継続支援 B 型事業所六星館では、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行います。

数年にわたり施設会計の大幅な減収が続いています。令和5年度は、利用者減による訓練等給付費の減収に加え重度者加算が減額となります。減収となっているにも関わらず、令和5年度はできるだけコロナ禍以前の事業活動に戻したいと考えました。そのため、当期末支払資金残額が500万円超の赤字の予定となっていました。さらに、利用者1名が大腿骨骨折となり復帰の時期は不明です。また、1名が退所を希望していて、大変な状況となっています。

令和5年度の目標は、1級、2級の利用者の2名入所を目指します。利用者が1名入所しますと、概算で年間200万円程度の訓練等給付費収入が見込めます。しかし、重度者加算は前年度の実績に対して加算されるものですので、令和5年度の定員充足率によって加算が見込めるかどうかが変わってきます。年度のできるだけ早い時期に利用者を入所させる必要があります。

1、 就労支援事業について

生産活動に係る事業収入から必要な原材料費、事務費などの経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払います。当館で行っている作業は、(1)～(3)のものです。

- (1) 印刷 自治体の広報誌、盲学校の同窓会報、視覚障害者情報・交流センター通信、あいさが友の会報、名刺など
- (2) 出版 週刊新世紀
- (3) 受託作業 封入作業など原材料の仕入れのない作業

利用者数が減少したことにより利用者の工賃は増加し、令和4年度以上に増加します。

2、 障害福祉支援サービス事業について

すべてのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。この「個別支援計画」は利用者の自立生活を支援し、さまざまな課題の解決を目的としてサービス管理責任者が作成し、指導員会議で確認された後、利用者に同意をいただくものです。

- (1) 日常生活の支援 日常生活に必要な支援について適切な相談、助言、援助

- (2) 健康管理 嘱託医による月 1 回の健康相談、年 2 回の健康診断
- (3) 生産活動の実施 日中活動として、利用者の障害特性を踏まえた工夫を持って生産活動の機会を提供します。

具体的な取り組み

- (1) サービス管理責任者が利用者ごとに支援計画を作成し、適切な支援を提供します。また、作成後は実施状況の把握を行うとともに、利用者について解決すべき課題を把握し、必要に応じて支援計画の見直しを行います。
- (2) ほぼ 2 ヶ月に 1 回の人権擁護委員による人権相談をおこない、年に 1 回は人権擁護委員による、ビデオの上映と講話を行います。
- (3) 利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者において行うことが困難である場合は、利用者の同意を得て、代わって行います。
- (4) 新型コロナ・ウイルスの感染予防を徹底しながら、利用者のためのレクリエーション、行事を行えるように工夫をします。
- (5) 火災による被害のみを想定せず、非常災害に関する具体的な計画を立てておくとともに、非常災害に備えるために、毎年 2 回の避難訓練を行います。また、新しく設置した救助袋を使った避難を試みます。
- (6) 常に利用者の健康の状況に注意するとともに、毎月 1 回の健康相談と、毎年 2 回の健康診断を行います。また、インフルエンザ予防接種は希望者に例年行っています。
- (7) 自ら意志を伝えることが十分にできない利用者のためにも、利用者家族との懇談会を開催し、様々な意見・要望をくみ上げ支援に反映させていきます。また、六星館の利用者及び家族で組織された「六星館利用者の会」の運営に協力します。
- (8) 施設の提供した障害福祉サービスに関する利用者や、利用者家族などからの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じています。

3、 利用者の人数について

令和 5 年 2 月現在、21 名の利用者と契約を交わしています。このうち 3 名は、週 2～3 回の通所と決めている利用者です。

新型コロナ・ウイルスの感染予防のため、新規の利用者募集のための活動は一切、行ってきませんでした。が、新年度が始まり令和 4 年度の支払い工賃額が確定しましたら、六星館の紹介文と要覧を各市町の福祉課、特別支援学校の進路担当者、障害者支援センターへ送ります。特別支援学校の進路担当の先生には、当

館の工賃の高さが入所理由の一つのようでした。

佐賀県立盲学校で国家資格を目指す生徒、大学への進学を希望する生徒、通所ができない生徒などは、六星館は進路の選択肢ではありません。昨年の10月に盲学校の公開授業を訪れた時、生徒は5名だと聞きました。

当館の利用者で通所期間が長い者も多く、還暦前の利用者が3名、利用者家族が高齢となり通所が難しくなりつつある利用者もいます。利用者の募集は、障害の種類に拘らず、広く募りたいと考えています。

4、 職員の配置について

- ① 施設長 1名 (兼任サービス管理責任者)
 - ② 職業指導員 2名 (内1名が社会福祉士)
 - ③ 生活支援員 2名 (内1名が介護福祉士)
 - ④ 運転手兼指導員補助 1名
 - ⑤ 事務員 1名
- 合計 7名

利用者に対する支援方法について職員に学ぶ機会を与えるため、受講要件の勤務期間が充ちた職員から順番にサービス管理責任者養成研修を受講していきます。

また、就労支援事業においても、リモート研修を活用し、日盲社協点字出版部会や佐賀県社会就労センター協議会だけでなく、他施設の職員の実情を学ぶためにも販売会などの視察にも参加していきます。

5、 今後の施設運営について

当館が昭和56年に開所して以来40年以上を経て、この数年急に利用者及び利用者家族の高齢化が大きな問題となってきました。盲学校、当時の養護学校の高等部を卒業後、当館に入所して還暦を迎える利用者、70歳代の利用者、そして利用者家族の高齢化など、これから数年間は利用者の顔ぶれが少しずつ変わって若くなっていくものと考えています。

当館の始まりは、身体障害者の授産施設でありましたが、次に受け入れを始めた知的障害者はどうにか対応できました。しかし、精神に障害のある利用者につきましては、受け入れをしても定着することはありませんでした。利用者定員の充足が無ければ、当館を運営していくことはできません。

精神に障害のある利用者支援のための職員研修の機会を増やし、利用者を定員まで受け入れていきます。

6、 社会福祉法人制度改革に伴う社会福祉充実計画について

令和2年度に、「社会福祉充実計画」の充実残額の用途を明確にするために、

新六星館の移転先の土地探しを始めました。候補地として 1 件、見学を行いました。購入には至りませんでした。今後も、活動を続けていきたいのですが、物価の高騰による原材料の値上げが止まりません。利用者の増加が順調に進まなければ積立金を土地の購入や建設費の自己負担分に充当する計画も無かった事になってしまいます。

佐賀市へ提出している「社会福祉充実計画」において、六星館のグループホームや生活介護事業所の建設を目指した建設用地の取得などを掲げています。しかし、社会福祉充実残額を減らしている現状では、今後の見通しがたて辛くなっています。